

## “もしも”のときはご活用ください。やすらぎ保険

【問】総務課市民協働推進係 ☎ 77・8419

市では、ボランティア団体が行う公益性のある活動などで、会員や参加者が活動中に思わぬ事故で損害賠償義務が発生したり、傷害を負ったりしたときのために「やすらぎ保険」を設けています。もし事故が起きたときは担当の窓口へすぐに連絡してください。

### ■保険の対象となる活動

市内に活動拠点を置く、市民5人以上の団体が行う、公益性のある活動が対象（政治、宗教、営利目的、市などの行政機関が委託する事業は除く）。

【地域社会活動】行政区や自治会、町内会の活動、防火・防犯活動、清掃活動、交通安全運動など

【青少年育成活動】子ども会などの指導育成活動、非行防止パトロールなど

【社会福祉奉仕活動】社会福祉施設援護活動、高齢者や心身障害者へのホームヘルプなど

【社会教育文化活動】婦人会や老人会、PTAの活動、公民館のスポーツ・文化活動など

【その他】市主催の市民活動への参加や応援中の事故など

### ■保険の対象となる事故

①指導者などが、活動中に参加者や第三者にけがをさせたり、建物などに損害を与えた場合の損害賠償責任事故

②指導者や活動に参加した人などが、活動中に死亡または、けがをした場合の傷害事故

### ■保険の対象とならない事故

故意による事故や自然災害による事故は対象外です。

### ▷損害賠償責任事故の場合

(例)自動車事故による賠償事故。建築、改装、修理などの工事による事故。指導者などの同居の親族に対する賠償事故

### ▷傷害事故の場合

(例)脳疾患、疾病、心身喪失による事故。けんかや自殺、犯罪による傷害。他覚症状のない、むちうち症や腰痛。飲酒や無免許運転による事故。特に危険度の高いスポーツの事故

### ■事故が起きたら 14 日以内に届け出を

ボランティア活動者などを被保険者とし、市が保険会社と契約。保険料は市が負担します。申し込みや登録など手続きは不要です。事故があった場合は、すぐに団体の責任者を通じて市の担当課へ連絡し、窓口にある所定の報告用紙を事故日から14日以内に提出してください。

### ■やすらぎ保険の補償内容

区分	保険金額（限度額）
賠償責任保険	対人賠償 最高1人6000万円、1事故3億円
	対物賠償 最高1事故300万円
※1回の事故につき、5000円は自己負担（免責）となります。	
傷害保険（個人）	死亡保険金 300万円
	後遺障害保険金 9万円～300万円
	入院保険金 日額3000円（180日限度）
	通院保険金 日額2000円（90日限度）

### ■事故のときの連絡先

団体・グループ	担当窓口
行政区、自治会、町内会	総務課
防犯、交通安全	安全安心課
子ども会、スポーツ団体、少年非行防止、公民館、婦人会、PTA、文化団体	生涯学習課
心身障害者団体、ボランティア団体、老人会	福祉課
環境美化	生活環境課
市民まつり（市主催）	観光課
掘割清掃	水路課
その他	各担当課

## 東日本大震災義援金に 4461 万円 皆様の善意に感謝申し上げます

【問】福祉課福祉総務係 ☎ 77・8512

3月11日に発生した東日本大震災から、2か月余りが過ぎました。この度の一連の大災害により、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この大震災を受け、市役所3庁舎とあめんぼセンターの4か所に募金箱を設置しましたところ、多くの市民の皆様はじめ団体、企業、病院および施設、保育園、幼稚園、小・中学校、高校などから、心温まる義援金をお寄せいただきました。5月6日現在で、4461万1771円もの金額が寄せられました。誠にありがとうございます。

ございます。皆様からお寄せいただいた尊い義援金は、日本赤十字社に送金し、その後、被災者の方々に配られることになっております。

この大震災は、我が国がかつて経験したことがない未曾有の規模であり、長期にわたっての支援が必要であります。本市といたしましても、被災地に向けての職員の派遣や公営住宅の提供など、できる限りの支援策を講じて参りますので、引き続き、皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

東日本大震災復興支援柳川市本部  
本部長（柳川市長） 金子 健次

## 外部評価委員が 10 の事務事業の効果を検証

【問】企画課企画係 ☎ 77・8423

市では、平成18年度から行政評価に取り組んでいます。これは、限られた予算と人材を効率的・効果的に活用し、市民のニーズに合ったサービスの提供に結びつけることが目的です。さらに21年度からは、市民の目線に立った客観的な評価をするために、市民の中から有識者や公募委員など10人からなる、外部評価委員会を設置しました。

4月28日に開催された委員会では、市が市民の視点で評価してほしい事業と、外部評価委員が評価したい事業を出し合い、今年度、評価する10事業を選びました。選ばれた事業は、1回の会議に2事業ずつ評価します。

会議では、その事業を行っている市の担当課も出席します。担当課から詳しい内容や予算、問題点などの説明を受け、意見を交わしながら評価していきます。会議終了後、委員会はそれぞれの事業について意見をまとめ、市に今後の方向性を示します。市はその評価を受けて、事務事業の見直しや改善に取り組めます。

外部評価委員会は公開して行われ、だ

れでも見学することができます。評価する事業と日程は下の表のとおりで、委員会は毎回午後7時から開会されます。



今年度評価する10事業を選んだ4月28日の委員会

### ■外部評価委員会で協議する事業と日程

事務事業名	担当課	開催日	会場
市民まつり事業 柳川ブランド推進事業	観光課 柳川ブランド推進室	5月19日 (木)	柳川庁舎3階 第1・2会議室
商店街空き店舗対策事業 延長保育事業	商工振興課 子育て支援課	6月2日 (木)	城内公民館 大研修室
行政区活動支援事業 防犯灯設置補助事業	総務課 安全安心課	6月16日 (木)	柳川市民会館 第2会議室
柳川市立中学校学力アップ支援事業 健康づくり推進事業	学校教育課 健康づくり課	7月1日 (金)	柳川市民会館 第2会議室
小型合併処理浄化槽設置事業 農業用水塩分対策事業	生活環境課 農政課	7月7日 (木)	柳川市民会館 第2会議室

## 被災者情報を提供してください

【問】総務課 ☎ 77・8411

東日本大震災で被災し、よその市町村に避難している人の所在を把握するため、全国の都道府県や市町村で情報網の整備をしています。被災者が避難先の市町村に情報を提供すると、その情報が避難元の県や市町村に届き、見舞金の支払いや税金の減免、支払の猶予などのお知らせがスムーズに届けられるようになります。提供された情報は、行政機関だけが使用し、公表されることは一切ありません。

